

## WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業募集要項

### 趣 旨

平成 23 年 9 月 24 日から第 24 回 U B E ビエンナーレ（現代日本彫刻展）（以下「U B E ビエンナーレ」という。）を開催するに当たり、市民活動団体や企業等（以下「団体等」という。）が自主的に取り組む UBE ビエンナーレを支援又は応援する事業を募集し、助成金を交付することにより、宇部市全体の活性化及び UBE ビエンナーレ開催機運の醸成を図ることを目的とする。

### 対象となる事業

市内で実施する U B E ビエンナーレに関連又は連携するイベントや商品開発等で、団体等が自主的に実施する事業

- 例) ①アートイベント、ワークショップ等 U B E ビエンナーレに関連・連携した事業  
②饅頭・煎餅・クッキー等の製菓（包装・パッケージ等を含む）、携帯ストラップ、キーホルダー、T シャツ等のグッズなど、U B E ビエンナーレに関連した商品の開発 など

### 実施期間

平成 23 年 11 月 13 日（日）までに完了する事業。

ただし、イベント等の場合は実施期間のうちの 1 日以上とする。また、商品開発の場合は、実施期間内に商品を開発し、期間限定又は以後、販売できるものとする。

### 申請条件

- (1) 複数の構成員で組織し、代表者を定めていること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、主たる活動場所が市内であること。(企業・事業所の場合は、市内に本社を有すること。ただし、法人格の有無は問わない。)
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 事業の活動計画及び事業収支が明らかであること。
- (5) 事業内容が次のいずれにも該当しないこと。
  - ①憲法その他諸法令の規定に抵触するもの
  - ②公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる内容をもつもの
  - ③特定の政党及び宗教並びに暴力組織その他思想的背景をもつもの
  - ④特定の団体若しくは個人の宣伝、利害等を目的とするもの
- (6) 申請年度中に、申請事業と同様の内容で、国、地方公共団体（宇部市含む）、民間が実施する助成制度による助成を受けないこと
- (7) 市税、使用料等の市の収入に係る未納がないこと。

### 募集事業数及び助成額

#### 1 募集事業数 5 事業

※選考によっては、5 事業に満たない場合もあります。

#### 2 助成額

- (1) 事業の実施経費の 10 分の 8 以内を助成金として交付する。ただし、1 事業の助成額の上限は 20 万円（千円未満切り捨て）とする。

(2) 参加費等の収入（商品開発における販売利益は除く。）がある場合は、実施経費から収入額を差し引いた額を助成額とする。ただし、助成額の上限は20万円とする。

#### 助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費（事業実施に直接要する経費）

例)・イベント実施に要する謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料 など

・商品開発のためのデザイン、パッケージ等の印刷費、機械装置若しくは工具器具の購入又は借用、試作品の製造等に要する経費 など

(2) 助成の対象とならない経費（事業実施に係る直接的経費とは認められない経費）

例) 団体（企業）維持のための経常経費、団体（企業）の構成員（従業員）に対する人件費、謝礼、懇親に要する経費、土地・建物等の購入に要する経費、市場調査に要する経費 など

#### 選 考

平成23年7月22日（金）までに書類選考により助成事業を選考する。結果は、後日、郵送により申請団体に通知する。なお、採択した団体等については、原則として、団体名、事業内容等を市ホームページ等で公開する。

#### 申請手続き

(1) 提出書類

① WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付申請書

② 団体の規約・会則、名簿、会報。企業・事業所においては、定款、役員名簿等。

③ その他団体の活動について参考となる資料。企業・事業所においては、経営状況について参考となる資料。

(2) 提出方法 持参、郵送又はメール

(3) 提出期限 平成23年7月11日（月）（必着）

(4) 提出先 〒755-0025 宇部市野中三丁目4-29 常盤公園内

緑と花と彫刻の博物館管理課

TEL：0836-37-2888 FAX：0836-37-2889

E-mail：info@ube-museum.jp

#### その他

(1) 申請内容は助成対象事業選考の際の重要な判断材料となるため、事業実績が申請内容と著しく異なる場合は、助成金の返還を求めることがあります。

(2) 助成対象事業完了後、事業実績報告書、事業実施報告書、事業収支報告書（領収証を必ず添付のこと）を助成対象団体から提出していただきます。

(3) 製品のパッケージ等に彫刻作品の写真等を使用される場合は、作家の承諾、撮影した写真家の承諾が必要となります。

(4) WAKUWAKU まちじゅうビエンナーレ支援事業助成金交付要綱第16条の規定に基づき、助成対象団体から提出された書類は、市民からの申し出があれば緑と花と彫刻の博物館管理課において閲覧を認めますので、予めご了承ください。（但し、個人情報等非公開にすべき情報は除きます。）